令和6年度岐阜県高等学校奨学金募集要項

令和6年度の岐阜県高等学校奨学金の奨学生を下記のとおり募集します。

この選挙会は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。 募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

令和6年4月1日(月)~令和6年5月10日(金)

※申請の提出期限は、在学校から岐阜県教育委員会へ送付する期限です。 ※在学校の提出期限をお確かめください。

【申請書類提出先】

在学校の奨学金担当

【申込資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生が対象となります。

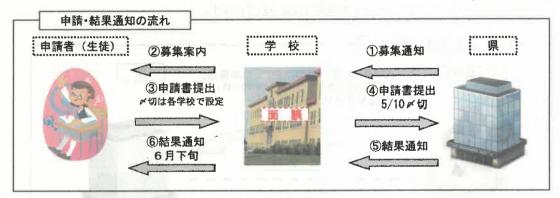
①岐阜県内に住所を有する者の子弟

又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること。

- ②経済的理由により修学が困難であること(収入基準は5ページ参照)。 ③次のいずれかの学校に在学していること。
- - ア 高等学校 (専攻科及び別科を除く。)
 - イ 中等教育学校の後期課程 (専攻科及び別科を除く。)
 - 高等専門学校 (専攻科を除く)

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、<u>在学する学校の奨学金担当者等に提出してください。</u>



【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて6月下旬頃にお知らせします。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

区分	自宅通学	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 5,000円加算	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 10,000円加算
公立高等学校等	18,000円	23,000円	28,000円
高等専門学校	18, 00	0円(自宅・自宅外区	区分なし)

公立高等学校等の生徒で、下宿費用または通学費用に充てるため必要と認められる場合は、5,000円または10,000円を加算して申請することができます。

下宿費用加算は、申請時に下宿等から通学している者が対象。

通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で 通学費を概ね月額8,000川以上負担している者が対象。(3,6ヶ月定期を 利用の場合は、それぞれの月数で割って1月あたりの額を計算。複数の交通 機関を利用の場合はその合計額。)

<通学費の計算例> 電車とバスを利用している場合

①通学定期(電車) 3ヶ月 15,000円 1ヶ月あたり 15,000円÷3ヶ月=5,000円 30,000円 1ヶ月あたり 30,000円÷6ヶ月=5,000円 ②通学定期(バス) 6ヶ月 合計 10,000円≥8,000円 →通学費高額負担者の区分での申請が可能

2 併用の禁止

以下の奨学資金との併川はできません。

- 岐阜県選奨生奨学金
- ・岐阜県了育て支援奨学金
- 岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の貸与方法

初年度は、7月 (4月~9月分)、10月 (10~12月分)、1月 (1~3月分)の下旬 に奨学生名義の口座に振り込みます。 2年目以降は、5月(4~6月分)、

7月 (7~9月分)、10月 (10~12月分)、 1月(1月~3月分)の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

4 奨学金の返還

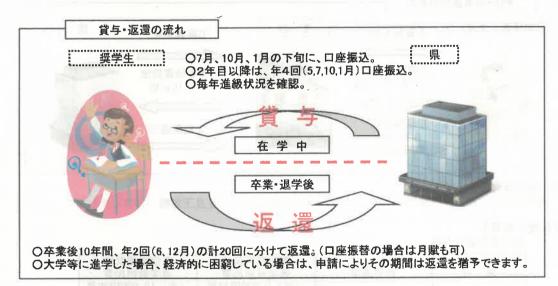
貸与終了後、約半年の据置期間をおいて10年以内に貸与を受けた総額を返還していただき ます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座 からの自動引落し(※2)により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回です が、口座からの自動引落しは月賦払いでも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、**各返還期日までに返** 識されない場合は延滞金が発生します。

※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と 部県外の銀行)以外の場 合、振込手数料がかかる場合があります。

※2 口座から自動引落しできる金融機関は指定されています。



貸与額と10年半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は、下記のとおりです。 参考としてください。

①貸与月額 18,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回	
1年間	216,000円	10,800円	
2年間	432,000円	21,600円	
3年間	648,000円	32,400円	

②貸与月額 23,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	276,000円	13,800円
2年間	552,000円	27,600円
3年間	828,000円	41,400円

③貸与月額 28,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	336,000円	16,800円
2年間	672,000円	33,600円
3年間	1,008,000円	50,400円

〇滞納者に対する処置

- (1) 奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。
- (2)滞納者には対しては、県が委託している弁護士法人から返還請求する場合があります。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

5 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の 適正な範囲において、学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目 的で利用することはありません。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。

○提出書類一覧

番号	必要書類	留 意 事 項	備考	
	40.0000-1	ア「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2名記載し、親権者が1人の場合は1名記載すること。		
	- 1	イ「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立 の生計を営む成年者であること。		
	岐阜県高等学校奨学金 (5-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	ウ「希望貸与額」欄は、該当のものを〇で囲み、高等学校等の生 徒は「計」欄に希望貸与月額を記入すること。		
D	貸与申請書	エ「希望貸与期間」欄は、申請年度の4月から貸与を希望する期間(最長期間は卒業年月まで)を記入すること。		
	1.00	オ「奨学金を希望する理由」機は、家族・家庭の状況も併せて具 体的・詳細に記入すること。		
		カ「家族の状況」欄は保護者の属する世帯で同一の生計を営む者 全員について記入すること。ただし、就学者については別居 している場合も記入すること。		
		ア 下宿費用加算に該当する者は、「下宿費用加算」欄に下宿先 の住所・アパート名等を記入すること。		
	(加算希望者のみ) 下宿費用・通学費用加算 確認書	イ 通学費用加算を希望する者は、「通学費用加算」欄に1か月 あたりの通学費、通学方法等を記入し、通学費を負担してい ることが確認できる証明書等(定期券のコピー等)を貼り付 けること。	学校で確認必	
		ウ 下宿費用加算または通学費費用加算の希望の賃与月額 23,000円または28,000円を選択すること。		

※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となります。 また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただき ます。 滞納した場合、連帯保証人は本人と同様の責任を負うことになります。

@ `	住民票(本籍地省略可) イ		ア 世帯全員の住民票を提出してくださ (令和6年4月1日以降に発行され	い。 たもの)	
2			イ 申請者(生徒)が別居の場合、申請者の使せん。	主民票は必要ありま	
	経済状況等を証明するもの				
3		区分	証明書等	発 行 窓 口	
	1 生活保護世帯 2 市町村民税が課税されていない世帯 (世帯の全員が非課税)		生活保護受給証明書(令和6年4月1日 以降の証明)	県·市 福祉事務所	【区分3の場合】
			付送祝祉明書人は非話祝祉明書 (世帯の今昌が非理秘であることが確認	市町村役場	
	C	\$P	ア 給与所得者 給与所得(令和4年)の源泉徴収票の 写し	勤務先等	令和4年中の 所得の証明を 全て提出してく ださい。就学者 以の世帯を 員の証明が必 要です。
	el	3 令和3年中の総収	イ 年金(恩給)受給者 年金(恩給)の改定通知書、支給通知 書等の写し	市町村役場 各年金所管団体等 日本年金機構	
	が生活保護世帯の1.5相当以下の世帯	5倍 ウ 事業・配当・不動産及び雑所得のあ る者 令和5年度(令和4年分)所得課税証 明書	市町村役場		
	※ 上記書類がない場合には、市町村長が発行する令和5年度(令和4年分)の所得課 税証明書を提出してください。				
4	岐阜県高等学校奨学金		ア 口座名義人は、申請者本人にしてください。		
			イ 銀行等で、依頼書に確認印をもらうか、預金通帳の写し (名義・口座番号が確認できるもの)を提出してください。		
⑤	推薦	喜調書	必ず本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。		学校で作成
6	在学校の奨学金担当者又は担任が面談を行い、記入します。 申請者が記入しないで下さい。		学校の担当者 が面談後に記		

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係 TEL 058-272-8734 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

〇 収 入 基 準 (例)

岐阜県高等学校奨学金は、経済的理由により修学が困難であることを貸付の条件にしています。

具体的には、以下の場合に貸付を決定(採用)します。

- ① 生活保護世帯である場合
- ② 世帯の全員が市町村民税を課されていない(非課税)場合
- ③ 世帯の総収入が、生活保護世帯の1.5倍相当以下である場合

このうち、③「世帯の総収入が、生活保護世帯の1.5倍相当以下である場合」であるか否かについては、世帯員の人数、年齢、居住地及び住宅の状況等から算出しますので、世帯により大きく異なるため、一概には言えませんが、<u>目安として</u>、収入基準額の算定例を下に示しておきます。

【例1】 3人世带 世帯収入約440万円程度以下

世帯の状況:母(40歳)、本人(15歳)、妹(14歳)

居 住 地:各務原市

※ 母子家庭、高校生1人、中学生1人

住 宅:賃貸

【例2】 3人世帯 世帯収入約330万円程度以下

世帯の状況:母(45歳)、姉(17歳)、本人(15歳)

居住地:山県市

※ 母子家庭、高校生2人

住 宅:持家

【例3】 4人世帯 世帯収入約330万円程度以下

世帯の状況:父(45歳)、母(45歳)、兄(18歳)、本人(15歳)

居 住 地:羽島市

※ 両親、高校生1人

住 宅:持家

【例4】 - 4人世帯 世帯収入約460万円程度以下

世帯の状況:母(45歳)、姉(17歳)、本人(15歳)、弟(10歳)

居 住 地:岐阜市

※ 母子家庭、高校生2人、小学生1人

住 宅:持家

※上記の例は、平成25年4月1日現在の生活保護基準をもとに算定したものです。